

議案及び議事の概要（令和８年６月２３日開催）

第１号議案（令和７年度第９４号議案）

審査請求（令和７年度第１号）について【継続審議】

- ・ 事務局及び審査長より、審査の進捗状況等についての報告があり、委員間で今後の審理及び裁決の方向性等について検討を行った。
- ・ 次回以降も継続審議することとした。

第２号議案（令和７年度第９５号議案）

審査請求（令和７年度第２号）について【継続審議】

- ・ 裁決書案について審議し、原案どおり可決。

第１２号議案 議事録の承認について

- ・ 令和８年６月８日開催の会議の議事録について審議し、原案どおり可決（承認）。

第１３号議案 令和８年度奈良県職員採用Ⅰ種（行政分野・薬剤師）試験【春実施】における最終合格者の決定について

- ・ 以下のとおり、第２次試験受験者数について確認した上、
- ・ 第２次試験の合格決定基準案について審議し、原案どおり可決（最終合格者を決定）。

試験職種	試験分野	第１次試験 合格者数（人）	第２次試験 受験者数（人）	最終合格者数 （人）
総合職	行政	２５７	２４７	１３５
警察行政職	警察行政	３７	３１	２４
資格職	薬剤師	８	７	４
合計		３０２	２８５	１６３

第１４号議案 令和８年度奈良県職員採用Ⅰ種（技術）試験【春実施】における最終合格者の決定について

- ・ 以下のとおり、第２次試験受験者数について確認した上、
- ・ 第２次試験の合格決定基準案について審議し、原案どおり可決（最終合格者を決定）。

試験職種	試験分野	第１次試験 合格者数（人）	第２次試験 受験者数（人）	最終合格者数 （人）
総合職	総合土木	７	７	７
	造園	３	３	２
	建築	７	６	４
	総合電機	９	８	７
	化学	７	５	１
	総合農学	２７	２３	１５
	林学	１６	１２	１０
合計		７６	６４	４６

第15号議案 令和8年度奈良県採用Ⅱ種試験の実施について

- ・ 試験分野（一般事務、総合電機、森林管理、警察事務）ごとの採用予定人員を確認した後、
- ・ 令和7年度実施要綱からの変更点（受験資格の年次更新等）について審議し、原案どおり可決。

第16号議案 令和8年度奈良県・市町村土木職員採用共同試験の実施について

- ・ 試験職種（Ⅰ種、Ⅱ種）及び参加自治体ごとの採用予定人員
- ・ 令和7年度実施要綱からの変更点（受験資格の年次更新等）について審議し、原案どおり可決。
- ・ 前期日程第2次試験実施要綱（奈良県分）について、一部修正のうえ可決。

第17号議案 令和8年度奈良県職員採用選考試験（会計年度任用職員等経験者試験）の実施について

- ・ 試験職種（総合職、技能労務職、資格職）にかかる採用予定人員を確認した後、
- ・ 実施要綱（受験資格の年齢要件等）について審議し、原案どおり可決。
- ・ 来年度の実施要綱については、採用予定人員は「若干名」ではなく、具体的な人数を記載することが望ましいとの意見が出された。

第18号議案 令和8年度奈良県市町村立小・中学校事務職員採用試験の実施について

- ・ 試験区分（A区分、B区分）ごとの採用予定人員を確認した後、
- ・ 令和7年度実施要綱からの変更点（受験資格の年次更新等）について審議し、原案どおり可決。

第19号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

- ・ 国家公務員の官公署出頭に係る特別休暇の対象範囲の見直しに伴う所要の規定の整備（令和8年7月1日施行）について審議し、原案どおり可決。

第20号議案 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

- ・ 国家公務員の官公署出頭に係る特別休暇の対象範囲の見直しに伴う所要の規定の整備（令和8年7月1日施行）について審議し、原案どおり可決。

第21号議案 「職員の自己啓発等休業の運用について」の一部改正について

- ・ 国家公務員の自己啓発等休業の運用に係る人事院通知の改正に伴う所要の規定の整備（令和8年7月1日施行）について審議し、原案どおり可決。

第 2 2 号議案 措置要求の受理について

- ・ 令和 8 年 5 月 6 日付けで提出された勤務条件に関する措置の要求について形式的要件が整っているか確認・審議し、勤務条件に関する措置の要求に関する規則第 1 2 条の規定により、受理することを決定。
- ・ 今後、本事案の迅速な審査に資するため、同規則 3 条の規定に基づき、和島委員長を事案の審査に関する事務を担当させる者に指名した。

第 3 号報告 解雇予告の除外認定について

- ・ 令和 8 年 6 月 1 1 日付けで教育長から申請があった、処分日を同月 1 2 日とする解雇予告の除外認定について、当委員会の会議を開く暇がないと認められたため、個別に各委員に相談等して意見を求めた上で、奈良県人事委員会事務局規程第 3 条の規定に基づき同月 1 2 日付けで事務局長が専決した（解雇予告の除外認定をした）ことを報告。

以上